

8 小財第 3 4 1 号

令和 8 年 9 月 2 4 日

関係各部・課（局）長 様

小 郡 市 長 加 地 良 光

令和 9 年度予算編成方針について

国の「経済財政運営と改革の基本方針 2 0 2 6」（令和 8 年 7 月閣議決定）では、「責任ある積極財政」の下、成長型経済への移行を確実なものとするとともに、財政の持続可能性と市場の信認確保にも十分配慮する方針が示されている。また、7 月の経済財政諮問会議「令和 9 年度予算の全体像」では、新たな政策ニーズに対応しつつ、補正予算への依存から脱却し、当初予算を重視した予算編成を進める方向性が示されたところである。

地方財政においても、物価・賃金の上昇や社会保障関係費等の増加に対応しながら、必要な行政サービスと持続可能な財政運営を両立することが求められる。このため、歳入確保と歳出見直しを一体的に進め、事業の選択と集中、D X 等による効率化、効果の薄れた事業の見直しを徹底する必要がある。

さて、本市の令和 7 年度一般会計決算は、歳入総額 2 8 2 億 8 3 2 万 8 千円、歳出総額 2 7 3 億 8 4 8 万 9 千円で、前年度比は歳入 7. 6 % 増、歳出 8. 4 % 増となった。実質収支は 5 億 8, 8 6 5 万円の黒字となった一方、単年度収支は 2 億 1, 9 9 8 万 9 千円の赤字となっている。

歳入では、市民税個人分 1 5. 9 % 増、市民税法人分 1 6. 1 % 増、固定資産税 9. 3 % 増などにより、市税全体で 1 1. 7 % 増の 7 6 億 6, 6 8 9 万 9 千円となった。また、地方消費税交付金は 8. 0 % 増、地方交付税は 2. 9 % 増となった。一方、地方特例交付金は 7 8. 7 % 減、市債は 2 6. 8 % 減となった。自主財源は 1 4. 9 % 増加したものの、歳入全体に占める割合は 3 8. 7 % であり、国・県支出金や地方交付税等に大きく影響を受ける財政構造に変わりはない。

歳出では、人件費が 6. 1 % 増、扶助費が 1 1. 1 % 増、公債費が 0. 7 % 増となり、義務的経費全体で 8. 4 % 増加した。さらに物件費は 1 6. 8 % 増、補助費等は 5. 1 % 増、繰出金は 3. 7 % 増となるなど、経常的経費の増加が顕著となっている。経常収支比率は、市税及び普通交付税の増加等により 1. 2 ポイント改善して 9 2. 5 % となっ

たものの、依然として財政の硬直性は高い。実質公債費比率は6.6%、将来負担比率は14.7%で、いずれも早期健全化基準内であるが、将来負担比率は前年度から2.8ポイント上昇している。

基金については、財政調整基金等への積立てにより基金全体の年度末残高は74億1,145万6千円となった。また、市債年度末残高は163億9,698万9千円となり前年度から減少した。しかし、今後は公共施設の更新、子育て・福祉施策、災害・治水対策等に加え、人件費や物価上昇に伴う財政需要の増加が見込まれる。

以上を踏まえ、令和9年度予算編成では、財政調整基金の取り崩しに過度に依存しないことを基本とし、市税等の収納率向上、国・県支出金その他有利な財源の確保を徹底する。歳出については、令和7年度決算及び事業評価を踏まえ、既存事業を前例踏襲とせず、必要性、効果及び優先度を検証し、事業の縮小・廃止・統合や実施手法の見直しを進めることで、限られた一般財源を真に必要な施策へ重点的に配分する。

今後も限りある財源の中で多様化する市民ニーズに対応するため、行政事務の効率化を図り、既存事業は評価に応じて見直すことで、財政調整基金の取り崩しに頼らない予算編成を目指す。

記

1. 通年予算としての編成

令和9年度当初予算は、原則として通年予算として編成する。このため、災害等の緊急なもの、制度改正や真にやむを得ない計画の変更によるもの以外の補正は行わない。このことに留意し、通年で必要となる予算を遺漏なく要求すること。

2. 歳入歳出予算の考え方

(ア) 歳入確保

新規事業はもちろんのこと既存事業においても、財源の確保に向けてあらゆる角度からの努力・創意工夫を怠らないこと。

- ① 貴重な自主財源である市税を始めとした市債権の収納率向上（収入未済額の縮減。また、新たな収入未済額の抑制）
- ② 活用できる補助金等の情報収集（他省庁含めた国・県支出金を最大限確保。また、各種法人等の助成金等の積極的検討）
- ③ 適正な受益者負担の検討（利用料の見直し、イベント等の参加負担金設定など。本来、受益者が負担すべきものを貴重な一般財源でまかなっていないか、前

例踏襲することなく再点検すること)

- ④ 民間資金の活用（広告料、企業版ふるさと納税、収益性が見込める事業の民間活用、行政財産目的外使用が期待できる有効活用スペースの確保、未利用地の売却など）

(イ) 財源に見合った歳出

新規や拡充する事業の歳出予算要求は、あわせて既存事業の点検による見直し（または歳入確保）を行われなければ、一般財源が不足することは明らかである。

今一度全庁共通で再認識し、事業の優先順位を整理するとともに、必要に応じ既存事業の改廃を行うこと。

(ウ) 効果的で適切な予算編成

施策の目的に照らして事業内容が効果的なものとなっているか検証すること。また、適切な積算根拠に基づき必要額を明らかにした上で予算化すること。

- ① 目的達成に向けて今後解決すべき課題を洗い出し、明確化すること。既存事業については、直近の決算における事業評価等を活用し、評価によって事業の方針（拡充・維持・統廃合）を整理すること。
- ② 実績に基づく推計や、十分な市場調査を踏まえた積算により、適切に予算化すること。制度の変更や社会情勢の変化を織り込む場合、根拠を明確にし、要求に過不足がないか確認すること。

3. 補助金等交付事務の適正化

市補助金等交付事務については、令和4年度当初予算編成時から段階的に点検・見直しに取り組んできた。まずは第一の目標として精算処理の適正化を目指し、補助対象経費の明確化を徹底した結果、着実に改善が図られたところである。

令和9年度当初予算編成においては、次の段階の目標として、繰越及び補助要綱の整備等について整理を図ることとし、法令・関連例規等に照らし現状の課題改善に向けた関係課ヒアリングを行う。

引き続き、この間の取組みが後戻りすることのないよう、適正な事務処理に努めること。